

(6) 課題

今後の課題としては、適任者を派遣するための派遣候補者のリストアップ等の体制整備や具体的な支援内容を考慮した県間協定等の見直しが挙げられた。

新潟県では、7.13 水害（平成 16 年）、新潟県中越地震（同）、新潟県中越沖地震（平成 19 年）の災害対応を検証し、発災直後から被災地に応援職員を派遣できるよう「県境なき技師団（正式名称：災害応援派遣事前準備体制）」を平成 20 年度に創設した。東日本大震災でもこれに基づいた活発な支援活動を行ったが、その経験を糧にしたさらなる充実・強化が課題となっている。

参考：長尾聡、『県境なき技師団』の活動について』,月刊建設,Vol.55,2011.2

(参考) 全国知事会調査で指摘された県における人的支援の問題点

実質的に「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が本大震災で初めて適用され、被災県に対して全国の都道府県から応援が行われた。応援の実施状況等を把握・検証し、より効果的な広域応援の仕組みづくりに資するため、全国知事会では岩手県及び宮城県の県庁及び市町を対象としたヒアリングを実施した。その結果の中で、県における人的支援の問題点としては次のような点が挙げられている。

- 人的支援に関する要請ルートが輻輳し、混乱を招いた。
- 受援に関する事前検討がなかった。
- 災害対策本部での応援県の位置づけが不明確だった。
- 特に初動期の応援県との連携が不十分で、連絡員の執務スペース等が確保できなかった。
- 支援業務と派遣職員のミスマッチ（技術職員の不足）
- 市町村を直接支援している都道府県との情報共有が十分ではなかった。
- 派遣職員に対するサポート（宿泊場所、情報提供）が十分ではなかった。

3. 兵庫県の対応

(1) 活動概況

兵庫県は、関西広域連合の活動方針に沿いながら、発災直後の段階から阪神・淡路大震災の経験等を活かし、県内市町等とともに宮城県内を中心に人的支援を行っている。県職員、教育委員会、市町職員、県警、緊急消防援助隊、日赤兵庫県支部、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、看護協会等関係する職員を全て合わせると、平成 24 年 12 月 28 日現在で延べ 124,832 人が派遣されている。

以下、『東日本大震災 兵庫県の支援 1 年の記録』（平成 24 年 3 月）と聴き取り調査を基に、宮城県庁内に設置した現地連絡所（関西広域連合の現地連絡所としても機能。3 月 20 日には「現地支援本部」に改組。）及び被害甚大な宮城県北部沿岸の 2 市 1 町に被災市町を直接支援するために設置した現地支援本部（以下「3 市町現地支援本部」という。）を通じた人的支援について記述する。

《発災直後の主な経緯》

東日本大震災兵庫県災害対策支援本部の設置

地震後 15:40 に淡路島南部沿岸に津波注意報が発表され、同時刻に「兵庫県災害警戒本部」を設置し、洲本市、南あわじ市、淡路市への職員派遣や防災ヘリによる警戒呼びかけ等を行った。12日 20:20 に兵庫県内の津波注意報が全て解除され、警戒本部を廃止した。

同時に、甚大な被害が発生している東北地方に対して、発災当日には警察の「広域緊急援助隊」、消防の「緊急消防援助隊」、日赤兵庫県支部の医療救護班が出動した。翌日には、DMAT（災害派遣緊急医療チーム）11 チームを現地に派遣した。

あわせて、12日 10:00 に「東日本大震災兵庫県災害対策支援本部」を設置し、被災地の支援ニーズに即応するための全庁体制を整え、本格的な支援活動を開始した。

関西広域連合としての支援スキームの決定(関西広域連合の詳細は 4.参照)

13日、関西広域連合広域防災局を担う兵庫県災害対策センターに構成府県知事が一同に会し、臨時の広域連合委員会を開催した。そして、以下の活動方針を決定した。

①緊急声明（第一次）の発表

被災地対策（避難生活支援等）、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受入の4項目について、積極的に取り組むことを決定し、緊急声明（第一次）として発表した。

②カウンターパート方式による支援

資源を有効活用するため、支援を行う府県と支援を受ける県を特定して支援するカウンターパート方式で支援することとし、兵庫県は鳥取県及び徳島県とともに宮城県を支援することとした。

③現地連絡所の設置

被災地の状況やニーズ等を把握するため、岩手県、宮城県、福島県の各県庁周辺に現地連絡所を早期に設置することとした。

宮城県庁現地連絡所の設置

13日、防災局職員4名と仙台市の避難所支援等に当たる保健師2名がランドクルーザー2台に分乗し、広域防災センター（三木市）を出発した。14日、宮城県庁に到着し、宮城県災害対策本部内（県庁2階）に関西広域連合・兵庫県宮城県庁現地連絡所を設置した。現地連絡所では、災害対策本部会議への同席、支援ニーズ把握等の活動を開始した。

20日、関西広域連合の枠組で共に活動する鳥取県、徳島県と協議し、現地連絡所を「現地支援本部」に改組した（本稿の中では「現地連絡所」と表記する。）。現地連絡所は平成23年9月30日まで置かれ、延べ671人がその業務を担った。

知事の被災地視察

18日、かつて宮城県への赴任経験もある井戸知事が兵庫県ボランティア先遣隊バスに同乗し、被災地視察に向かった。19日には宮城県庁で村井知事を激励するとともに、松島町、名取市などを視察した。20日、帰庁後の支援本部会議で、被災地の状況等の説明があった。

3市町現地支援本部の設置

21日 10:00、知事と防災監、健康福祉部長、まちづくり部長他の関係職員が集まり、被災地への職員派遣について協議を行った。阪神・淡路大震災の教訓である「情報が無いところほど被害が大きい。情報は支援する側が取りに行く。」という能動的な方針の下、県内市町の協力も得て被

害が大きい宮城県北部沿岸の3市町に職員を派遣し、以下のとおり3市町現地支援本部を置いて直接支援を行うことを決めた。

(21日の会議での決定事項)	
①現地支援本部の設置場所	気仙沼市、南三陸町、石巻市（女川町、東松島市への支援を含む）
②派遣職員の構成	被災自治体の課題解決を支援する専門職員をパッケージで派遣 先遣隊：統括兼総合支援員（本庁局長級）、情報収集等連絡員、ロジ担当、自動車運転担当 本 隊：教育支援員、ボランティア統括コーディネーター、避難所運営支援員、保健・医療・福祉連絡員、保健師、仮設住宅等住宅対策支援員、ガレキ処理等環境対策支援員
③出発日時	先遣隊 21日 15:00、本隊 22日 15:00
④派遣期間	概ね1週間（厳しい環境を考慮）
⑤装備品等	被災自治体の負担を避け、水、食料、寝具等は原則自給自足。現地での移手段と仮眠場所確保等のため、先遣隊はワンボックス車、本隊は大型バスを使用。衛星携帯電話、データ通信可能パソコン等により通信手段を確保。役場被災も考慮し、活動拠点となる大型テント、机、椅子等を積載。

21日 14:00 に各部総務課副課長会議を開催し、派遣職員の人選等を依頼した。23日、表 1-1 のとおり3市町現地支援本部を設置し、活動を開始した。

表 1-1 3市町現地支援本部の設置場所

市町名	設置場所
気仙沼市	市第2庁舎会議室
南三陸町	当初 町総合体育館周辺テント 5/18～ 町総合体育館内 9/10～ 町仮設庁舎内
石巻市	市庁舎内会議室

※現地支援本部の人数は当初1箇所あたり15人程度で、ピーク時には33人超となった。

(2) 人的支援の状況

派遣実績

第32陣（10/20-10/28）までの派遣実績（延べ人・日）は、図 1-4 のとおりとなっている。全体で14,346人が派遣されたが、発災から1ヶ月目～2ヶ月目に当たる4月から5月にかけては、各陣で800名から900名の派遣がなされた。

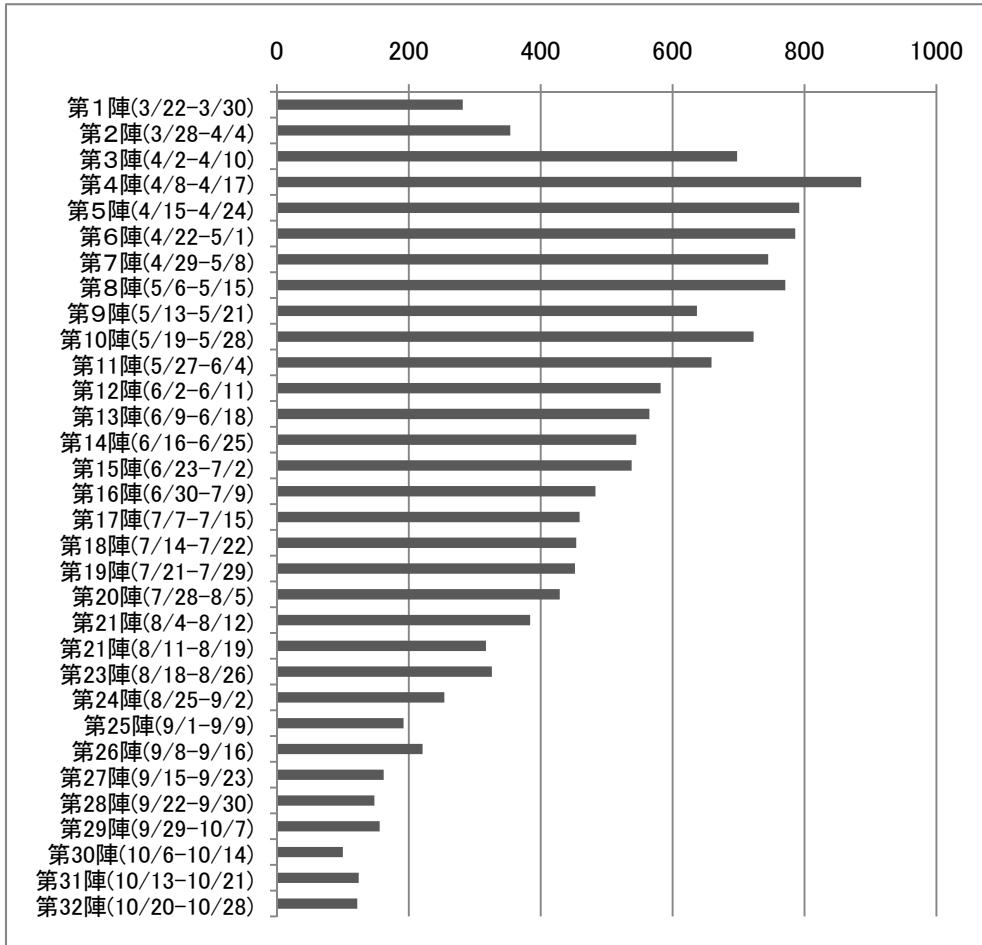


図 1-4 派遣実績 (単位：延べ人・日)

(注) 第1陣は先遣隊と本隊を合計した人数。期間は先遣隊の出発日から起算。

県内市町との連携

3 市町現地支援本部での支援活動には、市町振興課が調整して県内市町職員の参加を求めた。参加を求めるに当たっては、継続性、責任性を重視し、質の高い支援を目指すため、支援を行う市町と支援を受ける市町を特定して支援するカウンターパート方式をとった。3 市町現地支援本部への職員派遣をきっかけに、従来からの姉妹都市などの関係だけでなく、県内市町で独自に支援する相手自治体を決めた支援も行われるようになった。

■カウンターパート方式

県内市町職員にどの現地支援本部への参加を求めるかは、カウンターパート方式を導入した。職員数の多い県内中核市を 2 市 1 町に恒常的に派遣 (表 1-2) し、被災経験のある市町を 2 市 1 町に分散して派遣した。

表 1-2 3 市町現地支援本部とカウンターパート中核市

3 市町現地支援本部	兵庫県内中核市
石巻市	姫路市
気仙沼市	尼崎市
南三陸町	西宮市

■現地ニーズと派遣職員のマッチング

3市町現地支援本部を通じてニーズを把握し、必要な職員を表1-3の手順で調整して派遣した。

表 1-3 派遣職員の調整方法

時 期	調整内容
3週間前まで (月に1回)	①県内市町に次の1ヶ月間の派遣可能人数等を照会 ・派遣可能人数、希望先、連続派遣の意向等
2週間前まで (2週間に1回)	②職員派遣の要望を確認 ・現地支援本部が、流動的な被災市町の状況を把握 ・被災市町の人事担当課と支援を要する業務・人数を調整
1週間前まで (2週間に1回)	③県内市町と派遣人数・業務内容を調整 ・県内市町と調整し、派遣人数を確定 ・確定後、派遣職員の名簿及び略歴の提出を依頼 ・派遣職員の宿泊場所の確保状況等を確認
出発1～2日前 (1週間に1回)	④派遣職員の具体的な業務内容を調整 ・現地支援本部に派遣職員の名簿・略歴を送付 ・現地支援本部と被災市町が業務内容を調整 ・派遣元市長に業務内容・現地情報を事前に連絡

(3) 直面した困難と対応

ア 被災県・被災市町村との調整

被害が広範囲にわたり、県も市町村も被災して混乱しており、連絡がつきにくかった。そのため、発災3日後には関西広域連合の方針の下、宮城県庁内に現地連絡所を設置し、積極的かつ能動的な情報収集を行った。そのことが、迅速な支援に有効だった。また、発災12日後には、被害が激甚な2市1町に3市町現地支援本部を開設し、県内市町とともにチームを組んで直接の支援を行った。

また、3市町現地支援本部での統括兼総合支援員は、第2陣(3/22～4/3)までは本庁局長級が、第8陣(5/6～5/14)までは本庁課長級職員が務めた(南三陸町は第20陣(7/28～8/5)まで)。災害対策本部会議への同席、支援の相手先自治体幹部との調整を円滑に行うことができ、安定した支援体制づくりに結びついた。

イ 県内市町との調整

現地の情報が十分に得られなかったが、宮城県北部沿岸3市町への支援に向けて、平成21年台風第9号による佐用町の災害対応を参考に、消防、水道、環境、医療、教育を除いた分野の市町職員の派遣体制を整えた。県内市町の持つ人的資源を活かす仕組みを構築することで、市町にしかできない被災市町業務的的確な支援を行うことができた。

また、規模が小さな市町では、自ら支援先を決め、支援先と調整し、継続して支援職員を派遣することが困難である。県が県内市町をグループ化し、支援先とマッチングすることで、職員数が少ない市町も支援に参加することができた。

ウ 県内部における活動体制

発災翌日には東日本大震災兵庫県災害対策支援本部を設置し、本部会議（当初は週に2～3回開催）により支援内容等を決定した。その際、各部局に阪神・淡路大震災の経験と教訓を振り返ったニーズの掘り起こしを求め、先手の対応が講じられるよう努めた。早い段階で全庁的な支援体制を構築したことで、広範な分野で時間の経過とともに変化する被災地ニーズに円滑に対応することができた。知事のリーダーシップが大きな推進力だった。

エ 3市町現地支援本部における支援活動の教訓

3市町現地支援本部での活動で学んだこととしては、以下の点が挙げられる。

- 被災地に負担をかけないため、食料、飲料水、寝具（寝袋・毛布）等はもちろんのこと、事務機器や現地での脚となる自動車や自転車、燃料や発電機など、支援する側が全て準備して被災地に入ることが必要。
- 発災直後は、現地自治体が混乱していること、被災状況が正確に現地自治体に伝わっていないことが想定される。現地で情報を入手し、臨機応変に業務調整が行える職員を派遣することが必要。
- 被災地での活動に即応できるよう、被災地支援の経験、知識を有する職員を事前に入選しておく必要。
- パソコンでのデータ通信、衛星携帯電話など通信手段の確保が重要。

オ その他

押しかけ支援の方式となったが、宿泊場所等の現地調整が大変だった。

関西広域連合の構成団体の力を結集したことで、それぞれの得意分野を活かすとともに、人的資源の過不足を相互補完することができた。

土木、農業土木、港湾、建築、復興計画等の専門職員を被災地のニーズに即して中長期的に派遣し、被災地の実状を踏まえた息の長い支援を行うことが重要である。

住民主体の復興まちづくりや応急仮設住宅等のコミュニティ形成にあたっては、阪神・淡路大震災の経験を有するNPOやコンサルタント等を派遣し、そのノウハウを提供することが効果的である。

（4）今後に向けて

県では、今回の支援経験を踏まえ、国内における大規模災害発生時に、被災自治体の災害対策本部への経験・ノウハウの提供、避難所運営支援、こころのケア対策、ボランティアの調整、家屋被害調査、災害復旧やまちづくりの分野に精通した県及び県内市町職員をいち早く派遣し、被災地の早期復旧・復興に繋げるため、「ひょうご災害緊急支援隊」（県外版）を創設する予定である。